

## 「福島特別立法」の骨格

### 第1 目的・基本理念・国の責務

- ・ 福島の復興及び再生が特殊な諸事情を踏まえて行われるべきであることを規定
- ・ 原子力災害に関する国の責任に言及
- ・ 県及び市町村の自主性を尊重する旨を明記
- ・ コミュニティの維持に配慮する旨を明記
- ・ 一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにする旨を明記
- ・ 正確な情報の提供について規定

### 第2 福島復興再生基本方針

国は、福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項、福島の復興及び再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を策定（閣議決定）

### 第3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

#### 1 健康調査の実施等

- (1) 県は、原子力事故に係る放射線による健康に与える影響に関し、別に法律で定めるところによる健康調査その他の事業を実施

※ 「別に法律で定めるところ」：「平成二十三年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案」（第179回国会参法第7号）の内容を想定

<次の事業を想定>

甲状腺検査を含む定期的検診等の長期的な健康調査、同調査の結果に関するデータベース管理

※ 特定健康診査に関する記録の写しの県への提供等を円滑に行うための措置について、「別に法律」の整備と併せて規定

- (2) ホールボディカウンターをはじめとした被ばく放射線量の測定・推計用の機器の普及のための財政措置

#### 2 放射線による健康上の不安の解消に関するその他の措置

- (1) 1(1)の健康調査の結果に基づく、放射線による人体への影響の防止につき特に配慮する必要があると認められる場合における当該影響の防止のための適切な措置

- (2) 放射線被ばくに起因すると思われる健康被害が将来発生した場合における保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置

- (3) 除染等の措置等の迅速な実施等  
特に、児童生徒等の学校教育に係る活動等における安全安心のための放射線防護や放射線による影響に関する不安の低減に資する措置
- (4) 放射線による人体への影響に関する調査研究の推進
- (5) 国民の理解の増進

### 3 子育ての支援に関する措置

- (1) 18歳以下の子どもの医療費無償化（医療費無償化に係る事業を行う地方公共団体に対する国の財政措置）
- (2) 原子力事故という事情等を踏まえた、児童生徒等の教育の機会均等を確保するための就学援助の拡充等の必要な措置

## 第4 避難解除区域等の復興及び再生のための措置

### 1 復興再生計画の策定

国は、県の申出により、避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域のそれぞれについて、復興再生計画を策定

<それぞれの区域に係る計画に盛り込む事項のイメージ>

避難解除区域・避難指示解除準備区域：

インフラ復旧、雇用対策、帰還する住民の支援等

居住制限区域：インフラ復旧、避難住民の生活支援等

帰還困難区域：避難住民の生活支援等

※ 避難指示解除準備区域は年間積算線量20ミリシーベルト未満の区域、居住制限区域は20ミリシーベルト以上50ミリシーベルト未満の区域、帰還困難区域は50ミリシーベルト以上の区域を想定

### 2 特別の措置

- (1) 国による実施の特例
  - ① 公共施設（道路、河川等）の工事の代行
  - ② 公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- (2) 規制の特例  
公営住宅への入居資格の特例等による避難者の居住の安定の確保
- (3) 課税の特例  
【平成24年度における措置】  
〔国税関係〕
  - ① 被災事業者である旨の確認を受けた事業者が避難解除区域において事業用設備等の取得等をした場合における法人税の特別償却又は税額控除の制度の創設
  - ② 被災事業者である旨の確認を受けた事業者が避難解除区域内に所在する事業所に勤務する被災被用者等を雇用した場合における法人

## 税の税額控除の制度の創設

### 〔地方税関係〕

- ③ ①及び②の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用

※ 地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等

### 【検討】

住民が長期間にわたり避難している区域について、その実態を踏まえた更なる税制上の特例措置の検討

### (4) その他

- ① 避難住民に対する生活支援に係る措置
- ② 民事法律扶助等の法的支援の拡充に係る措置
- ③ 住民の帰還に係る判断に資する適切な情報提供のための体制整備

## 第5 原子力災害からの産業の復興及び再生等のための措置／新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための措置

### 1 産業復興再生・新産業創出計画の策定

県が産業復興再生・新産業創出計画を策定し、国が認定

※ 産業の復興及び再生等に係る内容と新たな産業の創出等に係る内容を併せて定めることを想定

※ 国の認定に係る処理期間を明記

### 2 特別の措置

#### (1) 規制の特例（産業の復興及び再生等に重点を置くもの）

- ① 通訳案内士法の特例（観光業の振興のため、県内の観光地において通訳ボランティアが一定の要件の下で有償でのガイドを行うことが可能となるようにする）
- ② 流通機能の向上に係る許認可等のワンストップ処理等の福島県における物流・流通の促進を図るための特例
- ③ 地域団体商標登録（地域ブランド）に係る登録料、出願料等の減免の特例

#### (2) 規制の特例等（新たな産業の創出等に寄与する取組の推進に重点を置くもの）

- ① 地熱発電の開発に係る自然公園法、温泉法等の規制の特例
- ② 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーに係る産業の集積のための農地法に基づく農地転用許可、自然公園法に基づく許可等の特例

③ （独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡

#### (3) 課税の特例

【平成24年度における措置】

〔国税〕

- ① 福島県の全ての地方公共団体を、復興特区法における課税の特例を含む復興推進計画を策定できる特定地方公共団体の対象とする  
→ 福島県の地方公共団体が作成した当該計画に基づき、復興産業集積区域における法人税の特別償却又は税額控除の特例等の措置が適用

〔地方税関係〕

- ② ①で課税の特例を含む復興推進計画を策定できることとされた福島県の全ての地方公共団体について、当該計画に記載された事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合に地方交付税による特例的な減収補填措置を適用
- ③ ①の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用

【検討】

今後の県内の企業活動の状況、雇用の状況等を踏まえ、更なる税制上の特例措置の検討

(4) その他

- ① 農産品等の放射線濃度の測定その他の風評被害対策に関する措置
- ② 原子力及び放射線に関する公共的機関、国際機関、国際会議等の県内誘致の推進
- ③ 医療関連産業をはじめとする福島県において振興することがふさわしい産業の集積を図るために必要な企業立地の促進、人材育成等に関する措置
- ④ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における調達価格を定めるに当たり、福島県内の特定供給者に特に配慮
- ⑤ 高度の医療の提供等に関する研究開発拠点の整備等のための研究開発の推進

※ これらのほか、農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興等について所要の規定を整備

第6 福島復興再生を進めるための除染に伴う廃棄物処理の促進

- ・ 中間貯蔵施設をこの法律の施行から3年以内を目途に設置することを促進するために速やかに必要な法制上の措置等を講ずべき旨を規定
- ・ これを最終処分場としない旨を規定

第7 福島復興再生協議会及び福島県からの新たな規制の特例措置の提案等復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施するとともに、福島県からの新たな規制の特例措置の提案等に対応

※ 特別意見書の制度も導入

## 第8 その他国が講ずべき施策

- (1) 県及び市町村に対する人的支援（政府職員の派遣等）の確保
- (2) 特別の措置等に関し、復興庁設置法に基づく復興大臣による関係行政機関の長に対する勧告を適切に実施
- (3) 財源の確保
  - ① 地方公共団体の財源の確保のための国の財政措置
    - ・ 復興特区法における復興交付金の弾力的活用等
      - ※ インフラ関連のみならず、産業の振興のための事業等様々な事業に活用することを想定
    - ・ 原子力被害応急対策基金及び福島県災害対応・復興基金の活用や積み増しのための財政措置
      - ※ コミュニティの維持等のための活用を想定
  - ② 国の財源の確保への努力
    - ※ この規定を受けた具体的措置として、電源開発促進税制やエネルギー対策特別会計が見直されることも想定
- (4) 適切な求償

国は、この法律に定める施策の実施に要する費用のうち東京電力に対して求償すべきものについて適切に求償

## 第9 検討条項

この法律の施行後1年以内に、この法律の施行の状況等を踏まえ、所要の検討等を行う旨の規定を設ける。